

Q.7

法律を変えないとできないと聞いたが？

126本もの法律改正が必要

「大阪都」は、いまの法律を126本も改正しなければなりません。大阪府市大都市局によれば、いまの案だと「事務分担」で123本、「財政調整」で5本、「都区協議会」で2本（一部重複）、法律に抵触するからです。

大都市局は、「総務省と調整中」としますが、各府庁からは「なぜ特別区が中核市並の権限を担うのか？」「特別区が事務を処理するために職員体制や専門性の確保が図れるのか」など、制度の根幹にかかわる質問が寄せられています。



2013年8月10日「朝日新聞」

2013年6月20日「産経新聞」

Q.8

各政党の態度は？

「維新の会」以外の各党から異論、批判が

日本共産党は大阪市議団が「くらし壊す『大阪都』NO！市民を守る大阪府へ！」ときっぱり反対し、ピラで見解を市民に知らせています。

他の党も、「大阪都」構想を議論している「法定協議会」などで、批判、異論をつきつけています。

「大阪都の制度設計は絵に描いた餅」「もはや都構想の議論は不要」（自民党）

「大阪市の解体・廃止はするべきではない」「協定書の作成は見送るべきです」（民主党）

総選挙での取引もあり、「大阪都」に賛成してきた公明党からも、1月の協議会では異論がで

ました。「維新の会」以外のすべての政党から異論・批判がだされてきたのは、府民世論を反映しています。橋下市長らは、ごまかしやすりかえはやめ、こつした声に真しに耳を傾ける姿勢に改めるべきです。



日本共産党大阪市議員団のピラ

「大阪都」案批判がこんなにも

——マスコミ報道、大阪府・大阪市特別区設置協議会（法定協議会）などから

何のための分割か

「東京に先んじるという看板に偽りあり」「せっかく都区で仕分けした事務を結局、一部事務組合が担うのでは、市を5~7区に分割する効果を疑われる」（都政新報）

新たな大都市制度の意義を確認できない

「広域自治体、特別区の将来イメージをつかむにはほど遠く、新たな大都市制度実現の意義を確認できない」（公明・第12回法定協）



2013年8月23日「都政新報」

特別区づくりの意味なくす「一部事務組合」

- 78もの事務をひとまとめにした一部事務組合をつくる…一体何のための分割か（共産・第9回法定協）
- 一部事務組合は住民との距離が遠くなる、住民自治によるガバナンスに問題を生じる（民主・第7回法定協）

財源なく市民サービス低下の「特別区」

- 権限だけ特別区が持ったとしても、それを裏打ちする財源がないままでは…住民サービスの低下をきたす（民主・第9回法定協）
- 移行当初から、特別区の財政収支不足のために活用する補てん財源の確保が必要…きちっと想定した収入が得られるのか疑問（公明・第11回法定協）

1000~2000人の職員不足

- （制度移行時に不足する）1,500人の新規採用は、募集できるのが、…住民投票以降であり、実現可能は非常に厳しい（公明・第8回法定協）

8兆円もの借金が「大阪都」に

- 実質公債費率が30.5%と、財政健全化団体に転落する水準になる（公明・第8回法定協）
- 府・市を合わせて、借金は8兆2000億円に！大阪都構想は、まさに大阪破たん構想だった!!!（自民・大阪市議団チラシ）

126本も法律改正しないと「都」できず

- 多くの調整課題がある…全てOKにならないければ新たな大都市制度は実現しない（自民・第7回法定協）
- 法改正のハードルは高い（民主・第8回法定協）

効果は過大、コストは過小

- 効果とコストについて、あまりに都合のいい捉え方をしすぎている…純粋に大都市制度の変更による効果額を示すべきである（自民・第7回法定協）
- 大都市制度の効果額とは言えないものが算入されてるのはね、市民から見ても「なんでやねん」ということになる（公明・第7回法定協）